

平成 27 年 12 月  
株式会社 筑邦銀行

### 法人に係る利子割（地方税）廃止に関するお知らせ

平素より筑邦銀行をご利用いただきありがとうございます。

平成25年度税制改正により、平成28年1月1日から法人に係る利子割（預金利息等から特別徴収する地方税5%）が廃止されます。

法人のお客さまにつきましては、平成28年1月1日以降にお支払いする預金利息等から地方税の特別徴収を行いませんので、お知らせいたします。

なお、個人のお客さまについては、変更ございません。

（対象となる主な取扱商品）

預金（外貨預金を含む）

特定公社債（国債・地方債等）

（源泉徴収税率）

平成 27 年 12 月 31 日まで	平成 28 年 1 月 1 日以降
20.315% 【国税（所得税）15.315% + 地方税5%】	15.315% 【国税（所得税）15.315%のみ】

上記国税（所得税）には復興特別所得税0.315%が含まれます。復興特別所得税は平成25年1月1日から平成49年12月31日までは課せられており、源泉徴収いたします。

ご注意

平成 27 年 12 月 15 日時点における法令その他の情報に基づき作成しております。

今後の税制改正等により内容が変更される場合があります。最新の情報や詳細につきましては、財務省ホームページや国税庁ホームページ等でご確認ください。

また、本説明に関わらず、お客さまの個別の状況に応じて、取扱が異なる場合があります。

確定申告をされる場合や個別具体的なケースに係る税務上の取扱等につきましては、税理士または最寄りの税務署にご確認いただきますようお願いいたします。

以上